

大磯町図書館協議会委員の募集について

図書館の運営について、町民の皆様の幅広い意見をいただくため、下記のとおり大磯町図書館協議会委員を募集します。

募集内容

- ① 募集人数 1人
- ② 任期 令和8年9月1日～令和10年8月31日（2年間）
- ③ 会議回数 年に2回程度（平日開催）
- ④ 応募資格 令和8年8月31日時点、次の要件をすべて満たす方
 - （1）町内に在住の20歳以上の方
 - （2）社会教育活動または家庭教育活動（子ども教室・PTA・子育てサークル・子育て関係の家庭支援等）の経験者
 - （3）本町の他の委員会等の委員ではない方
 - （4）本町の議員・職員ではない方
- ⑤ 応募締切日
令和8年6月30日（火）（当日消印有効）
- ⑥ 応募方法
「大磯町図書館協議会委員公募申込書」に小論文を添えて、⑦の提出先に郵送又は持参してください。
 - （1）申込書 申込書は、図書館本館、図書館国府分館に置いてあります。また、図書館のホームページからダウンロードできます。
 - （2）小論文のテーマ 「大磯町立図書館の課題と解決に向けて考えること」をA4横書きの400字詰め原稿用紙もしくは、別紙「小論文原稿用紙」に800字以内で記述（自書）してください。
- ⑦ 提出先
〒255-0003
大磯町大磯992番地 大磯町立図書館
- ⑧ 選考方法
申込書と小論文による書類選考
- ⑨ 報酬
条例に定める額（6,500円/日）



※図書館協議会は、図書館法において、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関であり、大磯町付属機関の設置条例においては、図書館に関する事項について、館長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議することと規定されています。委員の身分は、特別職非常勤職員となります。